

蓮田市白岡町衛生組合
災害廃棄物処理実施計画

平成 23 年 8 月

1 基本的事項

(1) 目的及び必要性

蓮田市白岡町衛生組合では、平成 22 年 3 月に一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針として「一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

この基本計画は、当組合の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられ、日常生活における一般廃棄物処理方針についての方向付けを示す中、第 10 章において「災害廃棄物への対応方針」として具体的な対応を実践するための「災害廃棄物処理計画」を作成するものとしている。

大規模地震や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や避難所などからの一般ごみ及びし尿を迅速かつ適正に処理することは、市民町民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を図るためには欠かすことができない。

しかしながら、災害時に発生する災害廃棄物は、平常時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量ともに大きく異なることが想定され、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、収集運搬や処理を行うことが困難になることが想定される。

これらのことを踏まえると、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平常時の一般廃棄物を含め、その収集運搬や処理に係る計画を策定することは重要である。

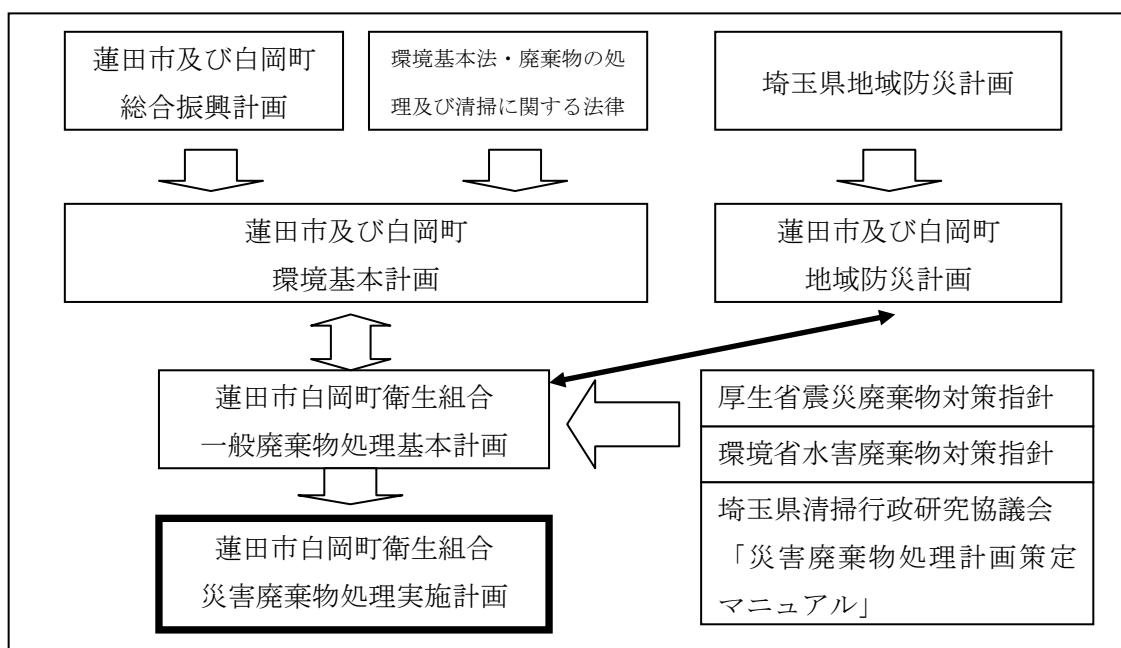
そこで、この「蓮田市白岡町衛生組合災害廃棄物処理実施計画」は、災害によって発生する廃棄物などの保管並びに収集・処理についての基本的な方針を示すことで、災害廃棄物などの適正かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として策定するものであり、管内における災害発生時に想定される事項を中心に蓮田市、白岡町及び当組合それぞれの基本的なルールを定めるものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、蓮田市・白岡町の総合振興計画及び環境基本計画に定められている一般廃棄物分野における計画事項を具体化するための施策方針として策定した蓮田市白岡町衛生組合一般廃棄物処理基本計画及び蓮田市・白岡町の地域防災計画に位置づけられている震災等の災害発生時の廃棄物処理について円滑な処理を推進するため、「震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月旧厚生省）」、「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月環境省）」並びに埼玉県清掃行政研究協議会で策定した「災害廃棄物処理計画策定マニュアル」に基づき策定するものである。

表 1 に本計画の位置づけを示した。

表1 本計画の位置づけ



(3) 計画対象地域

本計画は、蓮田市、白岡町における災害廃棄物を適正に処理するための計画として策定するものであり、計画の対象地域は蓮田市、白岡町全域とする。

(4) 対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物とし、その概要を表2に示す。なお、表2中の「一般廃棄物」と区分している一般ごみ、資源物、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥など、被災しなかった地区などから平常時と同様に排出される一般廃棄物についても災害廃棄物と併せて処理する必要があることから、併せて対象廃棄物とする。

表2 対象廃棄物

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 災害廃棄物 | ①がれき : 損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材など ②処理困難物 : アスベスト、PCB含有物、フロン含有製品、プロパンガスボンベ、消火器など適正処理が困難な廃棄物 ③一般ごみ等 : 災害により発生した燃えるごみ、不燃ごみ、資源物など ④粗大ごみ : 災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品など ⑤し尿 : 避難施設等の仮設トイレなどからの汲取りし尿 |
| 一般廃棄物 | ①一般ごみ、資源物、粗大ごみなど (避難所からの生活ごみを含む) ②し尿及び浄化槽汚泥 |

(5) 災害廃棄物処理と関連法

災害廃棄物の処理に関連する法令は廃棄物処理法のみならず、騒音・ばいじんなどの2次的公害のほか、所有者の特定や道路・公園の使用などにあたり様々な法律が関与してくる。非常時の行動とそれに関連する法律について、表3に示した。

表3 非常時の行動と関連法

| | 場所 | 項目 | 非常時の行動 | 関連法等 |
|---------------|--------------|---------|-----------------|------------------|
| 区域内処理 | 現場 | 解体 | 所有者不在時の解体 | 民法、個人情報保護法、建築基準法 |
| | | | 作業車両の不法駐車 | 道路交通法、道路法 |
| | | 粗分別 | 災害廃棄物の一元管理 | 廃棄物処理法 |
| | | | 騒音、ばいじん等の2次公害 | 環境基本法 |
| | 所有者不明のがれき処理 | | 民法、廃棄物処理法 | |
| | 道路上のがれき粗分別処理 | | 道路法 | |
| | 中間処理ヤード | 破砕・分別処理 | 騒音、ばいじん等の2次公害 | 環境基本法 |
| | | 一時保管場所 | 公園などの一時保管場所の利用 | 公園法 |
| | | | 市町村を跨ぐがれき移動処理 | 廃棄物処理法 |
| | 避難場所 | 設置・処理 | 仮設トイレの設置及びし尿汲取り | 廃棄物処理法 |
| 避難生活からの廃棄物の処理 | | | 廃棄物処理法 | |

2 災害廃棄物の処理方針

(1) 災害廃棄物処理の手順

① 組合と構成市町との具体的なルール作り

- ・第1次的には両市町での対応が不可欠

*両市町において、一時保管場所の候補地をリストアップして随時更新する。

災害発生時には、予定された一時保管場所に災害廃棄物を保管する。

- ・第2次的には組合の処理方針に基づいて処理

*組合処理と委託処理の切り分け

災害発生時には、一時保管場所から組合に搬入することになるが、場合によっては、一時保管場所からの直接搬出も考慮する。

② 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理においては、安易に埋立処分や焼却処分とすることなく、分別処理を優先的に考慮するなど、環境に配慮した処理を行う必要がある。このため、一時保管された災害廃棄物を組合が確認して具体的な分別処理を検討することによって効率的、かつ、合理的な災害廃棄物の処分を行う。

(2) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理にあたっては、次のことに留意をして進めていくものとする。

① 災害廃棄物の分別・リサイクル

- ・分別と減量化を優先
- ・最終的に残ったものを最終処分

② 廃棄物の適正処理

災害廃棄物の基本的分類は次のとおりとする。

- ・木質系、可燃物、金属類、粗大ごみ（スプリング入り家具類は個別に分類）
- ・家電類（品目ごとに選別、家電リサイクル法対象物及び適正処理困難物は個別に分類を基本とする）
- ・鉄筋コンクリート類、不燃物、コンクリート・ガラ類

③ 早期処理

- ・地域の早期復旧・復興を図るには、長くても2年以内の処理を目標とする。

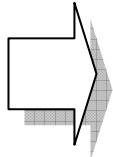
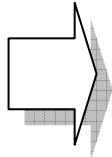
④ その他

- ・具体的な処理方針は、組合が中心となって決定する。

(3) 役割分担

蓮田市・白岡町、衛生組合及び事業者の主な役割は表4のとおりとする。

表4 役割分担

| 蓮田市・白岡町 | | 衛生組合 | | 事業者 |
|--|---|--|---|---|
| 担当業務 ①被災状況の推計 ②被災状況の把握 ③一時保管場所の設置 ④住民への周知 ⑤仮設トイレの設置 ⑥その他 |  | 担当業務 ①受入部分の計画 ②搬入条件の設定 ③搬入の手順 ④分別品目の設定 ⑤その他 |  | 担当業務 ①最終処分 ②委託処理 ③リサイクル ④売却 ⑤その他 |

3 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

(1) 災害廃棄物の処理に係る基本フロー

災害廃棄物は、選別を徹底し、資源化を推進することにより処理・処分量を削減し、適正に処理を行う。また、被災していない家庭や避難所から発生する一般廃棄物などは、極力平常時と同様の収集体系を維持するものとするが、災害規模に応じて弾力的な方策を図ることとする。

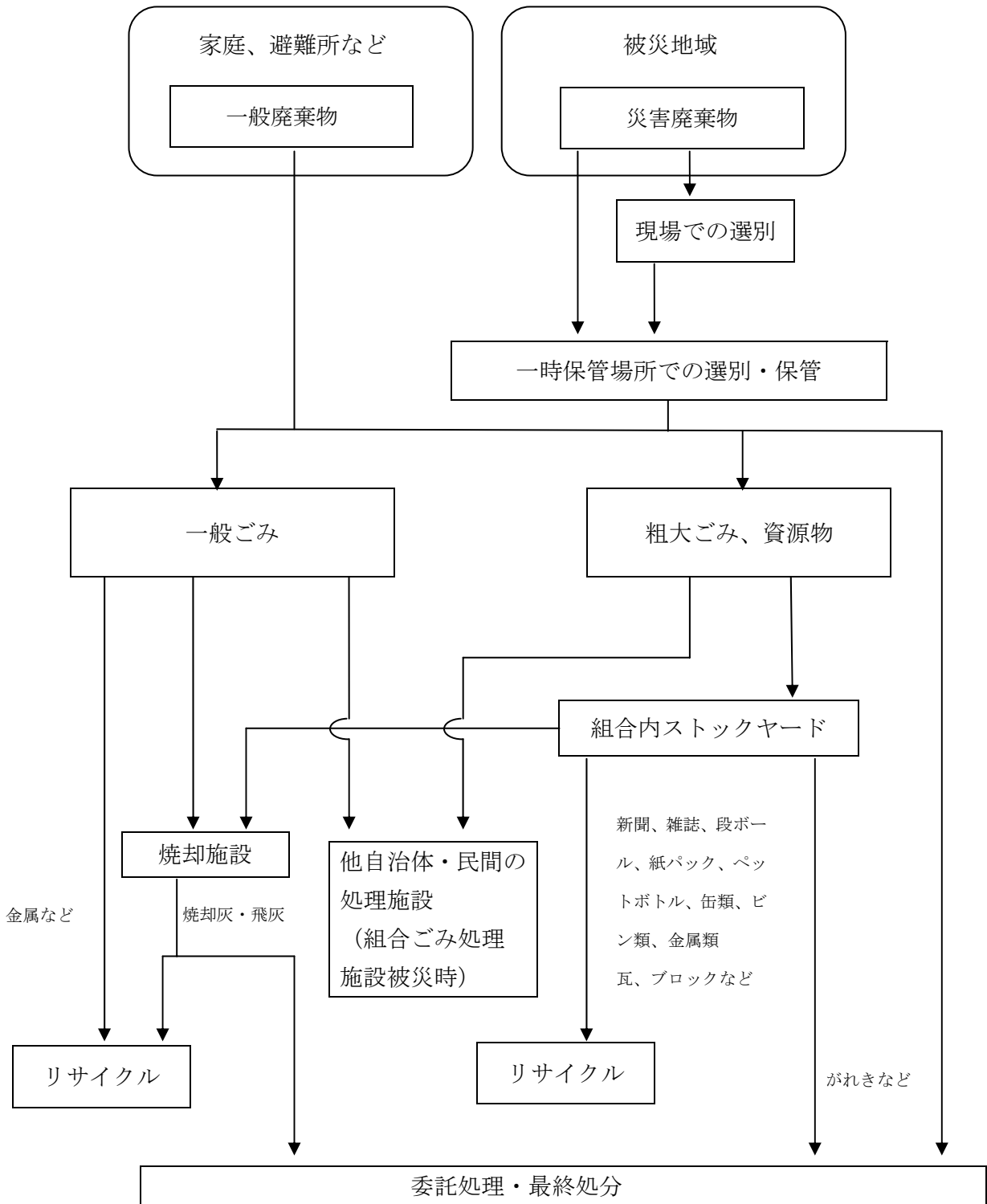


表5 災害廃棄物などの処理業務の基本的流れ

| 状況・項目 | | 業務内容 |
|--------|-------------------------|--|
| 災害発生直後 | 1 状況把握 | ① 災害の状況把握（両市町） ② 定期収集の一時停止、収集体制の構築、交通状況の把握（組合） ③ 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制（組合） |
| | 2 処理方針の策定 | ① 情報整理・分析（両市町） ② 災害廃棄物の発生量の推計（両市町） ③ 両市町と組合との連絡調整の確認（両市町・組合） ④ 分別区分、排出方法、収集方法の検討（組合） ⑤ 災害廃棄物一時保管場所の設定（両市町） ⑥ 避難場所などの分別区分・排出方法・排出場所などの設定（両市町・組合） ⑦ 必要な資機材・人員の確保（両市町・組合） ⑧ 収集方法・収集ルートなどの設定（組合） ⑨ 被災地以外の排出方法などの広報（両市町・組合） |
| 当面の対策 | 1 処理方針の決定 | ① 分別、排出・収集方法の決定（組合） ② 役所内及び住民への周知準備（両市町） |
| | 2 一時保管場所の確保 | ① 災害廃棄物一時保管場所の確保（両市町） ② 災害廃棄物受入体制の整備（両市町） ③ 役所内及び住民への周知（両市町） |
| | 3 一時保管場所での受入 * 第1次処理 | ① 一時保管場所での受入（両市町） ・職員の配置及び必要機材の導入 ・受入の優先順位 ・時間帯の設定 ・第2次処理も考慮 ② 組合施設での受入対象物、受入基準等の決定（両市町・組合） ③ 罹災証明書の発行（両市町） |
| | 4 組合での受入 * 第2次処理 | ① 処理能力を考慮した受入（組合） ② 適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分・保管（組合） ③ 必要に応じて広域的な処理も考慮（両市町・組合） |
| | 5 計画的な収集・運搬・処理の実施 | ① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進（両市町・組合） ② 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完（組合） ③ 支援の受入（両市町・組合） ④ 収集・運搬、処理に関する住民への情報提供（両市町） |

| | | |
|------|---------------|--|
| | 6 倒壊建物の解体・撤去 | ① 住民からの解体・撤去の申請の受付（両市町） ② 現地調査、解体撤去の決定（両市町） ・危険性、公益性などの観点から優先順位の決定 ③ 解体・撤去の確認（両市町） |
| 復旧対策 | 1 計画的な処理の実施 | ① 復旧に必要な資機材の確保（両市町） ② 災害規模によっては他市町の協力依頼（両市町・組合） ③ 計画的な収集・運搬、処理の継続（組合） ④ 復旧状況に応じて災害廃棄物処理の縮小（組合） ⑤ 平常業務体制の確保（組合） |
| | 2 一時保管場所の原状復旧 | ① 復旧状況に応じて、一時保管場所の閉鎖（両市町） ② 一時保管場所の原状復旧と所有者への返却（両市町） |
| | 3 補助金等の申請 | ① 災害廃棄物処理事業費の申請（両市町・組合） ② 廃棄物処理施設災害復旧費の申請（組合） |

(2) 災害発生時のし尿処理に係る基本フロー

し尿・浄化槽汚泥は、平常時と同様に組合の施設で処理を行うことを基本とする。

仮設トイレなどの貯留量は、家庭の汲取り便槽などに比較して少ないことから、避難所や避難場所の収集を定期的に行えるよう配慮する。なお、仮設トイレの構造上、吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般ごみとして取扱い焼却処理する。

また、両市町の農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、被災状況によっては、組合施設での受入が困難になることも想定されることから、両市町の担当課と組合で受入先を協議するものとする。

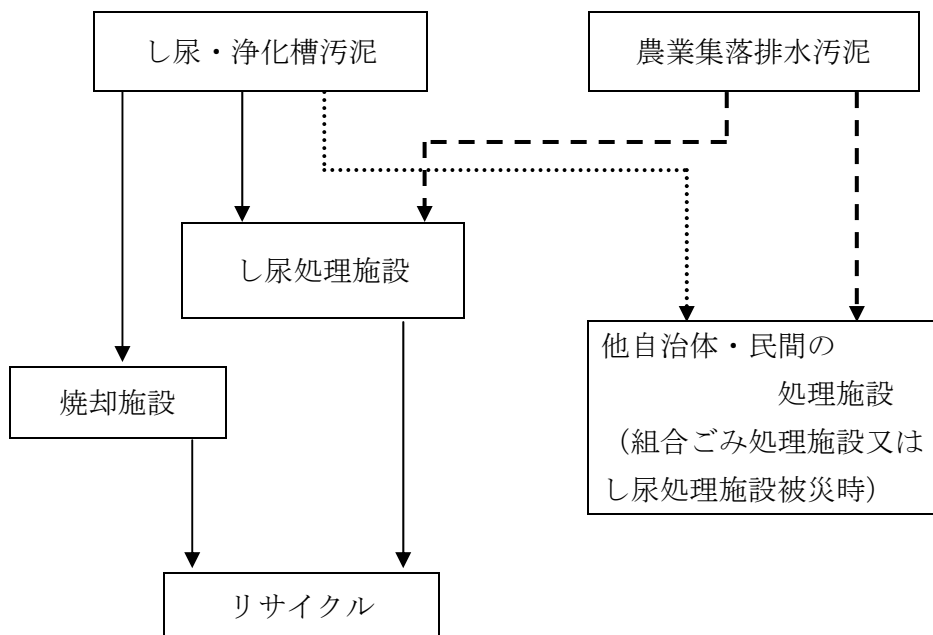


表 6 し尿などの処理業務の基本的流れ

| 状況・項目 | | 業務内容 |
|--------|-------------------|---|
| 災害発生直後 | 1 状況把握 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況把握（両市町） ② 定期収集の一時停止、収集体制の構築、交通状況の把握（組合） ③ 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制（組合） |
| | 2 処理方針の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ① 情報整理・分析（両市町） ② 両市町と組合との連絡調整の確認（両市町・組合） ③ 下水道の損害、終末処理場及び農業集落排水処理施設の状況の確認（両市町） ④ し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の発生量の推計（両市町） ⑤ 避難場所などにおけるトイレの設置場所、仮設トイレの種類の設定（両市町） ⑥ 一般ごみとして扱う汚物の排出方法・排出場所などの設定（組合） ⑦ 必要な資機材、人員の確保（両市町・組合） ⑧ 収集方法・収集ルートなどの設定（組合） ⑨ 被災地以外の排出方法などの広報（組合） |
| 当面の対策 | 1 処理方針の決定 | <ul style="list-style-type: none"> ① 処理施設の復旧（組合） ② 分別、排出、収集方法の決定（組合） ③ 必要に応じて広域的な処理も考慮（組合） ④ 役所内及び住民への周知準備（両市町） |
| | 2 仮設トイレの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ① 住民からの要請受付（両市町） ② 仮設トイレの必要性の判断（両市町） ③ 仮設トイレの設置（両市町） <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの必要数 ・仮設トイレの種類 ・民間事業者への支援要請による設置 ・不足分の調達 ④ 設置場所などの周知（両市町） |
| | 3 計画的な収集・運搬・処理の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進（組合） ② 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完（組合） ③ 支援の受入（両市町・組合） ④ 収集・運搬、処理に関する住民への情報提供（両市町・組合） |

| | | |
|------|-------------|--|
| | 4 下水道施設の活用 | ① 下水道関係部署との連絡調整（両市町） ② し尿・浄化槽汚泥の処理の可能性の検討（両市町・組合） ③ 下水道への投入の検討（両市町） |
| 復旧対策 | 1 計画的な処理の実施 | ① 計画的な収集・運搬、処理の継続（組合） ② 広域的な処理の継続（組合） ③ 復旧・復興状況による事業の縮小（組合） ④ 平常業務体制の確保（組合） |
| | 2 仮設トイレの撤去 | ① 避難場所、避難所などの状況、仮設トイレの利用状況の確認（両市町） ② 復旧・復興状況に応じて仮設トイレの撤去（両市町） ③ 仮設トイレ設置場所の原状復帰（組合） |
| | 3 補助金等の申請 | ① 災害廃棄物処理事業費の申請（両市町・組合） ② 廃棄物処理施設災害復旧費の申請（組合） |

（3）適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

平常時に適正処理困難物として組合による収集・処理ができないものとして取り扱う廃棄物についての災害発生時における処理の方針は次のとおりとする。なお、これら廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

表 7 適正処理困難物の処理方針

| 品 目 | 処 理 方 針 |
|----------------------------|--|
| 廃石綿（アスベスト） | アスベストの飛散防止対策は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月環境省 水・大気環境局大気環境課）を準用して適正な処理を推進する。 |
| PCB を使用した家電製品 | 一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を使用した家電製品などは、組合が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。 |
| 家電リサイクル法に基づく対象家電製品 | 一時保管場所に品目ごとに保管後、家電リサイクル法に基づき、両市町が販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、適正な処理を推進する。 |
| フロンが封印されている家電製品 | 冷風扇、除湿機、冷水機など、家電リサイクル法の対象品目以外のフロンが封印されている家電製品は、一時保管場所にて個別に保管後、組合が収集した後にフロン回収処理を行い、適正処理をする。 |
| 感染性廃棄物 | 平常時同様、排出者の責任において処理するものとする。なお、震災時に設置される救護所などで発生するものは、救護所の担当医師と両市町とが協議し適正な処理方法を確保する。 |
| その他通常時に適正処理困難物として受入していないもの | 販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、そのための引き取りルートを整備などの対策を講じ、適正な処理を推進する。 |

4 一時保管場所の確保及び運営

(1) 一時保管場所の機能

一時保管場所については、災害廃棄物を一時的にストックする機能だけでなく、場合によっては、災害廃棄物の積み替えや一次処理（解体・選別）を行うための機能も求められる。そのため、一時保管場所の用地を選定する際は、作業スペースの確保と適正処理ならびに資源化を踏まえて、廃棄物を種類ごとに区分して保管できるよう配慮する。

(2) 一時保管場所の選定

一時保管場所の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮しつつ、速やかに確保することが必要とされ、事前に候補地を選定しておくことが求められる。

また、一時保管場所の候補地としては、公園・緑地などの公有地のほか、山林、空閑地、建設予定地、未利用農地などが考えられるが、いずれの場合においても、組合として個人情報等の把握をしていないため、土地の選定ならびに地権者との協議を行うことは難しく、両市町において一時保管場所を確保することを基本とする。

(3) 一時保管場所の運営

一時保管場所の運営にあたっては、被災状況によっては、災害廃棄物の受入、搬入物の監視・指導、保管、管理などを行うための職員が必要とされる。また、個人や事業者が搬入する際に、災害廃棄物であることを確認するための罹災証明や発生場所などの確認作業も必要とされることから、受入時の混乱を避けるためにも両市町が担当することを基本とする。

5 一般廃棄物の処理

被災時における一般廃棄物の処理は、組合の処理施設で処理可能な場合には平常時と同様に組合のごみ処理施設・し尿処理施設での処理を基本とする。また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行うものとする。

(1) 収集・運搬

災害発生時には、平常の収集作業を平行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常収集を制限し、避難所など緊急を要するものから収集を行うこととする。

なお、避難場所などからの収集についても、避難者数ならびに仮設トイレの設置基数をそれぞれ把握することにより、優先順位を決定し、収集作業を実施するものとする。

排出区分における対応策については表8に示すとおりとする。

表 8 排出区分とその対応策

| 排出区分 | 対応策 |
|-------------------|--|
| 建物の解体撤去により発生する廃棄物 | 両市町が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う事業者 に運搬を含めて委託することを基本とする。 |
| | 個人・法人が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う 事業者 に処理処分を含めて事業を委託することを基本とする。 |
| 避難所などにおける一般廃棄物 | 避難所などに設けたステーションに分別して排出し、定期的 に収集を行う。 |
| 被災者住宅における一般廃棄物 | 被災者住宅における一般廃棄物は、被災直後においては、被災 者住宅前に排出しての収集を基本とする。復旧の状況に応じて、 ステーション収集に切り替えるものとする。 |
| 被災していない地域の一般廃棄物 | 被災していない地域の一般廃棄物は、平常時と同様に収集運 搬を行う。ただし、避難所などの収集を優先するため、被災 当初は平常時の収集日、収集回数を変更する場合がある。 |

また、組合での収集体制の現状が委託であることから、収集運搬委託業者や許可業者、他自治体又は民間業者との協定を締結するなど災害時の収集運搬能力の確保を図るものとする。

(2) 処理

収集した廃棄物は、当組合のごみ処理施設及びし尿処理施設において処理することを基本とするが、組合施設の全部または一部が被災により通常の稼働が困難となった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」により県内他市町村の協力を要請する。さらに処理能力が不足する場合は、埼玉県を通じ、県が協定を締結している団体への協力要請を行う。

(3) し尿処理に係る被災による影響

被災時においては、便槽・浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣自治体や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。

6 支援・協力体制の整備

当組合としては、埼玉県清掃行政研究協議会における「災害廃棄物処理の処理に関する相互支援体制実施協定」を締結しており、一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力を得られる態勢にはあるものの、蓮田市・白岡町の一般廃棄物収集業務は、委託業者・許可業

者で行っている現状にあり、組合において収集車両を保有する現状にはない。

そのため、現行の委託業者で組織している白岡蓮田環境事業協同組合などと被災地域のごみの収集・運搬、ごみ処理に要する人員・機材等の提供、作業中に知り得た情報の提供などの協定を締結することで、災害時の収集運搬能力の確保を図る。

また、埼玉県においても、災害時における協定を表9のとおり締結しており、埼玉県を通じて協力を仰いでいくほか、彩の国循環工場（PFI施設）の活用を考慮する。

表9 埼玉県が締結している災害協定

| 団体名 | 協定の名称 | 協定の概要 |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 八都県市首脳会議 | 災害時相互応援に関する協定 | ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん |
| 関東地方知事会 | 震災時等の相互応援に関する協定 | ごみ、し尿処理に関する施設又は業務提供若しくはあっせん |
| 全国知事会 | 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 | 廃棄物の特記はなく一般規定 |
| (社)埼玉県産業廃棄物協会 | 地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分 |